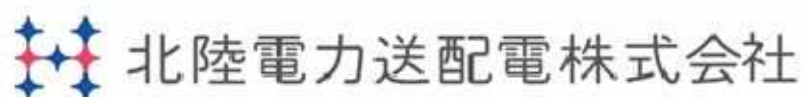


発電設備系統連系サービス実施要綱 (高圧)

2025 年 4 月 1 日実施



発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 要綱の変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 実 施 細 目	2
II 契 約 の 申 込 み	3
6 連系契約の申込み	3
7 連系契約の成立および契約期間	4
8 発 電 場 所	4
9 連系契約の単位	5
10 連系サービスの開始	5
11 電気方式、電圧および周波数	5
12 連 系 の 要 件	5
13 連系契約書の作成	5
III 料 金	6
14 料 金	6
15 アンシラリーサービス契約容量	6
16 料金の適用開始の時期	6
17 料金の算定期間	6
18 料金の算定	8
19 料金の支払義務の発生および支払期日	8
20 料金その他の支払方法	9
21 保 証 金	9
IV 連系サービスの実施	11
22 発電場所への立入りによる業務の実施	11
23 連系サービスにともなうお客さまの協力	11
24 連系サービスの停止	11
25 連系サービス停止の解除	13

26	違 約 金	13
27	連系サービスの中止	13
28	損害賠償の免責	13
29	設 備 の 賠 償	14
V	契約の変更および終了	15
30	連系契約の変更	15
31	連系契約の廃止	15
32	解 約 等	15
33	連系契約消滅後の債権債務関係	16
VI	工 事 費 の 負 担	17
34	工事費負担金	17
35	工事費の算定	17
36	工事費負担金の申受けおよび精算	17
VII	保 安	18
37	保安等に対するお客さまの協力	18
VIII	そ の 他	19
38	報 告	19
39	発電設備による他の電気の需給	19
40	そ の 他	19
附	則	20
1	この実施要綱の実施期日	20
2	アンシラリーサービス契約容量についての特別措置	20

I 総 則

1 適 用

お客さまが発電設備を設置し、発電された電気の全部または一部を自ら使用し、もしくはこれに準ずる場合、または電気事業法第 27 条の 33 の規定にもとづく特定供給を行なう場合で、その発電設備を当社が維持および運用する高圧電線路に電氣的に接続することを希望されるとき料金のその他の連系条件は、この発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）（以下、「この実施要綱」といいます。）によります。

2 要綱の変更

- (1) 当社は、この要綱を変更することがあります。この場合、料金のその他の連系条件は、変更後の発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この実施要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、料金のその他の連系条件は、変更後の発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）によります。
- (3) 当社は、この要綱の変更について、当社ホームページ等にてお知らせいたします。

3 定 義

次の言葉は、この実施要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高 圧

原則として標準電圧 6,000 ボルトの電圧をいいます。

(2) 連 系

発電設備を当社が維持および運用する電線路に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。

(3) 連 系 地 点

発電設備を含むお客さまの電気設備と当社の電線路または引込線との接続点をいいます。

(4) 解 列

連系された発電設備を、当社が維持および運用する電線路から電氣的に切り離

すことをいいます。

(5) アンシラリーサービス

お客様の設置する発電設備を連系し、当社が連系サービスを実施することにもない、当社が行なう周波数維持等の電気の品質維持にかかるサービスをいいます。

(6) 発電場所

お客様が、連系契約の対象となる発電設備により発電を行なう場所をいいます。

(7) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4 単位および端数処理

この実施要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) アンシラリーサービス契約容量および発電設備個々の定格出力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この実施要綱の実施上必要な細目的事項は、この実施要綱の趣旨に則り、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 連系契約の申込み

お客さまが新たに発電設備の連系契約を希望される場合は、あらかじめこの実施要綱を承認のうえ、次の手続きにより、連系契約の申込みをしていただきます。

なお、この場合には、連系されるすべての発電設備を連系契約の対象といたします。

(1) 連系検討の申込み

イ お客さまは、連系契約の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、所定の申込書により、連系検討の申込みをしていただきます。

- (イ) 発電設備の種類、定格出力および定格端子電圧
- (ロ) 保護継電装置等に関する事項
- (ハ) 発電場所および連系地点
- (ニ) 当社との連系契約以外の電気にかかる契約の内容
- (ホ) 連系開始希望日
- (ヘ) その他必要な事項

ロ 当社は、お客さまの連系検討の申込み内容および当社の供給設備の状況等について検討を行ない、検討結果をお客さまにお知らせいたします。

なお、この検討をもって、託送供給等約款における接続検討にかえることはできません。

ハ お客さまが連系契約の対象となる発電設備により小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業もしくは自己等への電気の供給の用に供する電気（当社が行なう託送供給にかかる電気に限ります。）の発電を希望される場合または当社との卸供給等にかかる電力受給契約を希望される場合には、連系にかかる検討に要する費用は、託送供給等約款または当社との電力受給契約に定めるところによるものといたします。

(2) 連系契約の申込み

イ お客さまは、連系検討の検討結果を承認のうえ、連系契約を希望される場合には、(1)イの事項および次の事項を明らかにして、所定の申込書により、連系契約の申込みをしていただきます。

- (イ) 発電設備の型式、製造番号、製造年月日
- (ロ) 連絡体制
- (ハ) その他必要な事項

ロ お客さまが、連系契約の対象となる発電設備の全部または一部を使用し、小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロにもとづき行われる電気の供給（以下、「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供する電気（当社が行う託送供給にかかる電気に限ります。）を発電される場合、またはお客さまが託送供給にかかる電気の供給を受ける場合は、(1)、(2)イの事項およびお客さまにかかる当社との接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約の内容を明らかにして、申込みをしていただきます。

ハ 当社は、お客さまの連系契約の申込み内容および当社の供給設備の状況等について検討を行ない、検討結果をお客さまにお知らせいたします。

7 連系契約の成立および契約期間

- (1) 連系契約は、連系契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、連系契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、連系契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

8 発電場所

- (1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を、1 建物をなすものは 1 建物を 1 発電場所といたします。ただし、集合住宅等の 1 建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を 1 発電場所とすることがあります。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしや断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を 1 発電場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を 1 発電場所といたします。

9 連系契約の単位

当社は、1 発電場所について 1 連系契約を結びます。

10 連系サービスの開始

- (1) 当社は、お客さまの連系契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ連系開始日を定め、連系準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに連系サービスを開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた連系開始日に連系サービスを開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、連系開始日を定めて連系サービスを開始いたします。

11 電気方式、電圧および周波数

連系地点における電気方式および電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

12 連系の要件

- (1) 連系にあたっては、電気設備に関する技術基準、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等を遵守のうえ、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系していただきます。
- (2) お客さまは、発電設備の解列および再連系については、当社の系統指令者の指示に従っていただきます。

13 連系契約書の作成

連系の開始前に、連系に関する必要な事項について、連系に関する契約書を作成いたします。

Ⅲ 料 金

14 料 金

(1) 料金は、アンシラリーサービス料といたします。

なお、料金には、消費税等相当額を含みます。

(2) アンシラリーサービス料は、1月につき次のとおりといたします。

アンシラリーサービス契約容量1キロワットにつき	71 円 50 銭
-------------------------	-----------

15 アンシラリーサービス契約容量

アンシラリーサービス契約容量は、特別の事情がない限り、連系契約の対象となる発電設備の個々の定格出力の合計値から次の(1)、(2)または(3)に定める値を基準としてお客さまと当社との協議により決定した値を差し引いた値といたします。

(1) 当社との接続供給契約または電気需給契約により電気の供給を受ける場合で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてての電気の供給をあわせてうけるときは、その契約電力のうち当該補給にあてての部分

(2) 当社との接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約により小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電している場合は、その受電電力

(3) 当社と電力受給契約を締結している場合は、その受給電力

16 料金の適用開始の時期

料金は、連系サービス開始日から適用いたします。ただし、連系準備着手前に連系延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって連系サービスが開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた連系サービス開始日から適用いたします。

17 料金の算定期間

(1) お客さまが、当社との接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約に属している場合または当社と電気需給契約を締結している場合には、料金の算定期間は、次のとおりといたします。

イ 当該接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または当該電気需給契約における前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下，「検針期間」といいます。）といたします。ただし，連系サービスを開始し，または連系契約が消滅した場合の料金の算定期間は，連系サービス開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに当該接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または当該電気需給契約における計量日をお知らせしたときは，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下，「計量期間」といいます。）といたします。ただし，連系サービスを開始し，または連系契約が消滅した場合の料金の算定期間は，連系サービス開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) (1)以外の場合には，料金の算定期間は，毎月 1 日から当該月末日までの期間といたします。ただし，連系サービスを開始し，または連系契約が消滅した場合の料金の算定期間は，連系サービス開始日から開始日の属する月の末日までの期間または消滅日の属する月の 1 日から消滅日の前日までの期間といたします。

(3) 契約期間満了によって連系契約が消滅した場合の料金の算定期間は，(1)および(2)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ お客さまが，当社との接続供給契約，振替供給契約または発電量調整供給契約に属している場合または当社と電気需給契約を締結している場合には，当該接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または当該電気需給契約における直前の検針日から消滅日までの期間といたします。

ロ お客さまが，当社との接続供給契約，振替供給契約または発電量調整供給契約に属している場合または当社と電気需給契約を締結している場合で，記録型計量器により計量し，当社がお客さまに当該接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または当該電気需給契約における計量日をお知らせしたときは，イにかかわらず，直前の計量日から消滅日までの期間といたします。

ハ イおよびロ以外の場合には，消滅日の属する月の 1 日から消滅日までの期間といたします。

18 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 連系サービスを開始し、再開し、もしくは停止し、または連系契約が消滅した場合

ロ アンシラリーサービス契約容量を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 17（料金の算定期間）(1)イの場合で検針期間の日数がその検針期間に対応する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ニ 17（料金の算定期間）(1)ロの場合で計量期間の日数がその計量期間に対応する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 当社は、(1)イまたはロの場合は、アンシラリーサービス料は次の式により日割計算をいたします。ただし、17（料金の算定期間）(1)ロの場合は、検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

また、(1)ハまたはニの場合は、アンシラリーサービス料は次の式により日割計算をいたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。ただし、17（料金の算定期間）(3)の場合は、消滅日を含みます。

また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

19 料金の支払義務の発生および支払期日

(1) 17（料金の算定期間）(1)の場合は、お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生いたします。ただし、連系契約が消滅した場合は、消滅日に発生するものといたします。

(2) 17（料金の算定期間）(2)の場合は、お客さまの料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生いたします。ただし、連系契約が消滅した場合は消滅日に発生するものといたします。

(3) 17 (料金の算定期間) (3) の場合は、料金の支払義務は、連系契約の消滅日の翌日に発生するものいたします。

(4) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日（以下、「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

20 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものいたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

21 保 証 金

(1) 当社は、料金の支払いの延滞があったお客さま、または発電設備を新たに連系し、もしくはアンシラリーサービス契約容量を増加するお客さまから、連系サービスの開始もしくは再開に先だって、または連系サービス継続の条件として、予

想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

- (2) 保証金の預かり期間は、2 年以内といたします。
- (3) 当社は、連系契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても連系契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

IV 連系サービスの実施

22 発電場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 連系地点に至るまでの当社の供給設備または発電場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 37（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な連系の防止等に必要なお客さまの発電設備またはその他電気工作物の確認または検査
- (4) 24（連系サービスの停止）、31（連系契約の廃止）(1)または32（解約等）により必要な処置
- (5) その他この実施要綱によって、連系契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

23 連系サービスにともなうお客さまの協力

お客さまが発電設備の連系により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置をその発電場所内に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、当社の供給設備を変更いたします。

24 連系サービスの停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ 発電場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な影響を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

なお、この場合には、連系サービス停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の連系契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ この実施要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（工事費負担金その他この実施要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に連系された場合

ハ 連系された発電設備の更新について申込みをなされない等、料金の支払いを不正に免れた場合

ニ 22（発電場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 23（連系サービスにともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

ヘ 当社との電気需給契約、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約によって、電気の供給、接続供給、振替供給または発電量調整供給を停止する場合

(4) お客さまがその他この実施要綱に反した場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって、連系サービスを停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、連系サービス停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

25 連系サービス停止の解除

24（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに連系サービスを再開いたします。

26 違 約 金

- (1) お客さまが 24（連系サービスの停止）(3)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この実施要綱に定められた連系条件にもとづいて算定された金額と、不正な連系方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に連系した期間が確認できないときは、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

27 連系サービスの中止

- (1) 当社は、次の場合には、連系サービスを中止することがあります。
 - イ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 当社の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 電気の需給上やむをえない場合
 - ニ 当社との電気需給契約、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約によって電気の供給、接続供給、振替供給または発電量調整供給を中止する場合
 - ホ 非常変災の場合
 - ヘ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

28 損害賠償の免責

- (1) 10（連系サービスの開始）(2)によって連系開始日を変更した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 27（連系サービスの中止）(1)によって連系サービスを中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 24（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合または 32（解約等）によって連系契約を解約した場合もしくは連系契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

29 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、発電場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能な場合

修理費

- (2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

V 契約の変更および終了

30 連系契約の変更

お客さまの発電設備の更新，改良または譲渡等によともない連系契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに連系契約を希望される場合に準じて，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

31 連系契約の廃止

(1) お客さまが連系契約を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社は，原則としてお客さまから通知された廃止期日に，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，連系サービスを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 連系契約は，32（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が，お客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に連系契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により連系サービスを終了させるための処置ができない場合は，連系契約は連系サービスを終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

32 解 約 等

(1) 24（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止されたお客さまが，当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，連系契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが 31（連系契約の廃止）(1)による通知をされないで，その発電場所から移転され，連系する発電設備を使用されていないことが明らかな場合には，当社が連系サービスを終了させるための処置を行なった日に連系契約は消滅するものといたします。

33 連系契約消滅後の債権債務関係

連系契約期間中の料金その他の債権債務は，連系契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 工 事 費 の 負 担

34 工事費負担金

発電設備の連系または連系契約の変更にともない，当社の供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を，お客さまから工事費負担金として申し受けます。

なお，この要綱に定めのない事項またはこの要綱によりがたい事項については，当社が別に定める託送供給等約款その他に準ずるものといたします。

35 工事費の算定

34（工事費負担金）の工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り等の合計額といたします。

36 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社は，設計の変更，材料単価の変動その他の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

VII 保 安

37 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。

この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、連系地点に至る当社の供給設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

VIII そ の 他

38 報 告

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから、連系された発電設備の発電電力量等を提出していただきます。
- (2) 当社は、必要に応じてお客さまから、年度末までに翌年度の発電設備の運転計画を提出していただきます。

39 発電設備による他の電気の需給

お客さまが、連系された発電設備により接続供給、振替供給または発電量調整供給等を希望される場合には、当社の託送供給等約款その他の取扱いにより別途契約を結びます。

40 そ の 他

この実施要綱に定めのない事項またはこの実施要綱によりがたい事項については、お客さまと当社との協議によって定めます。

附 則

1 この実施要綱の実施期日

この実施要綱は、2025 年 4 月 1 日から実施いたします。

2 アンシラリーサービス契約容量についての特別措置

- (1) 2005 年 3 月 31 日までに連系された発電設備の定格出力については、2005 年 4 月 1 日以降に当該発電設備を更新されない限り、本則の規定にかかわらずアンシラリーサービス契約容量に含めません。
- (2) 太陽光発電設備および風力発電設備の定格出力については、当分の間、本則の規定にかかわらずアンシラリーサービス契約容量に含めません。
- (3) 連系契約の対象となる発電設備のうち、(1)または(2)に該当する発電設備がある場合のアンシラリーサービス契約容量は、次の算式により算定いたします。

$$\text{アンシラリーサービス契約容量} = A - B - C \times \frac{A - B}{A}$$

A = 当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力の合計値

B = (1)または(2)に該当する発電設備の定格出力の合計値

C = 15 (アンシラリーサービス契約容量) (1) , (2)または(3)によって差し引かれる値の合計値